

市営 J R 荒木駅東駐車場の貸付けに関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、久留米市（以下「市」という。）が管理する市営 J R 荒木駅東駐車場（以下「駐車場」という。）の月極駐車場運営について必要な事項を定めるため制定する。

(適用)

第 2 条 この要綱が適用される駐車場は次のとおりとする。

名 称	住 所	駐車台数
市営 J R 荒木駅東駐車場	久留米市荒木町白口 1861 番	50 台

(駐車車両)

第 3 条 前条の駐車場に駐車させることができる車両は、次のとおりとする。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する普通自動車（長さ 5.0m、幅 1.9m、車両重量 2.7t 以下の自動車に限る。）

(貸付けの手続き)

第 4 条 貸付けに必要な手続きは、次のとおりとする。

- (1) 利用希望者が普通財産貸付申請書（第 1 号様式）（以下「申請書」という。）および必要書類を提出する。
 - (2) 市が申請書を確認し、普通財産貸付書（以下「貸付書」という。）を作成する。
 - (3) 利用希望者が貸付料を納付し、市が駐車場を貸付ける。
- 2 貸付内容の変更に必要な手続きは、次のとおりとする。
- (1) 貸付契約期間中において、貸付書記載の内容に変更が生じる際は、利用者が普通財産貸付変更申請書（第 6 号様式）（以下「変更申請書」という。）および必要書類を提出する。
 - (2) 市が変更申請書を確認し、貸付書を作成する。

(貸付期間)

第 5 条 貸付期間は、駐車場を貸し付けた年の年度末（3 月 31 日）までとする。

- 2 貸付期間満了日の 1 ヶ月前までに、利用者から普通財産貸付更新申請書（第 2 号様式）（以下「更新申請書」という。）が提出された場合は、貸付契約を更新することができる。

(貸付料)

第 6 条 貸付料（消費税及び地方消費税を含む）は次のとおりとする。

貸付料	J R 荒木駅利用者※	左記以外
(月額)	2,500 円	3,000 円

※ JR 荒木駅利用が確認できるもの（定期券および社員証、それ以外はその都度判断する）の提示が必要

- 2 貸付料について、経済情勢の変動等により適正を欠くと認められるときは、貸付契約期間中であってもこれを改定することができる。
- 3 前項の規定により、貸付料を改定する場合は、利用者に対して、3 ヶ月前までに通知しなければならない。
- 4 月の中途に貸付契約を開始した場合は、日割計算とする。なお、この計算において、10 円未満の端数が生じた場合は、その端数を10 円に切り捨てるものとする。

(納付の方法)

第7条 毎月の貸付料は前納とし、市が指定する納付方法、納期限までに納付するものとする。

- 2 貸付料は毎月払いを基本とするが、利用期間の一括払いもできるものとする。ただし、原則、貸付料の還付は行わない。

(維持管理等)

第8条 利用者は、駐車場の場所等を貸付契約時に確認するとともに、契約締結後は善良なる管理者の注意をもって維持管理に努めなければならない。

- 2 利用者は、駐車場の現状を変更し、又は工作物等を設置してはならない。
- 3 市は、駐車場の補修その他必要があると認められるときは、駐車場の全部又は一部の使用の制限、もしくは駐車位置の変更等を行うことができる。
- 4 市は、前項の使用の制限等を行う場合は、利用者に対して、1 ヶ月前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(転貸等の禁止)

第9条 利用者は、駐車場を他人に転貸し、担保の目的に供し、賃借にかかる権利を譲渡する等、貸付契約の趣旨に反する行為をしてはならない。

(契約の解除)

第10条 市は、次の場合に貸付契約を解除できるものとする。

- (1) 利用者が貸付料を滞納したとき。
- (2) 利用者が貸付契約の規定に違反したとき。
- (3) 駐車場を公用もしくは公共の用に供するとき、また施設を廃止するとき。
- (4) 駐車場および敷地の維持管理のため大規模修繕等を行うとき。
- (5) 利用者から普通財産貸付契約解除申出書（第3号様式）（以下「契約解除申出書」という。）が提出されたとき。
- (6) 利用者および法人または法人格を有しない団体にあつてはその役員（法人にあつては法人登記簿に登載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者）が次のいずれかに該当するとき。

イ 久留米市暴力団排除条例（平成22年条例第19号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- ロ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 自己の利益若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項第3号及び第4号の規定により解除する場合は、市は利用者に対し、3ヵ月前までに通知しなければならない。
 - 3 第1項第3号及び第4号の規定により解除する場合において、1月未満の端数が生じる場合の貸付料の額は、日割計算とする。なお、この計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数を10円に切り捨てるものとする。
 - 4 第1項第5号の規定により解除する場合は、利用者は変更利用期間末日の1ヵ月前までに契約解除申出書を市に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（損害の責任）

- 第11条 利用者が、天変地異による損害、第三者の事故等による損害、並びに前条第1項の契約解除による損害等、駐車場の使用に際して損害を受けても、市はその賠償の責めを負わない。
- 2 利用者は、駐車場の使用に起因して、市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負う。

（滞納の処理）

- 第12条 利用者が、貸付料等の債務を履行しない場合、市は久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9条）第34条の規定に基づく損害賠償金（遅延損害金）を徴収するものとする。また、次の方法により滞納の処理を行うものとする。
- (1) 督促状の送付
 - (2) 裁判所への支払督促等の申立て
- 2 前項の処理を行うにあたり、督促納付の期限を定める場合は、発送日から起算して7日以上経過した日を指定期限とする。
 - 3 不正に駐車している自動車がある場合、市はレッカー移動等を行うことができるものとする。（移動に要した費用は駐車場の利用者に請求します。）

（保管場所使用承諾証明書）

- 第13条 市は利用者から自動車保管場所使用承諾証明申請書（第4号様式）による保管場所使用承諾証明書の交付の申請を受けた場合、自動車の規格等を審査して適格と認めたときは、保管場所使用承諾証明書（第5号様式）を発行する。ただし、貸付期間が1ヵ月未満のとき又は貸付料を滞納しているときは、この限りではない。

2 前項の保管場所使用承諾証明書を交付する際は、市は1件につき200円徴収する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。